

【重要なお知らせ】

日本生殖医学会より4月1日にCOVID-19（新型コロナウイルス）に対する声明がありました。その内容は「現時点では、妊婦におけるCOVID-19の感染リスクは高いとはいえませんが、妊婦はCOVID-19感染の重症化のリスクがあることや、感染時に使用される治療薬には妊婦には使用出来ない薬があることなど、妊娠が成立したあとのCOVID-19感染への対応に苦慮することが予想されるため、国内でのCOVID-19感染の急速な拡大の危険性がなくなるまで、あるいは妊娠時に使用できるCOVID-19予防薬や治療薬が開発されるまでを目安として、不妊治療の延期を選択肢として患者さんに提示していただくよう推奨いたします。また、既に調節卵巣刺激を開始し採卵を予定している患者さんについては、胚凍結の上で上記の状況を踏まえて胚移植時期を検討してください。胚移植を予定している患者さんについても同様の検討をおねがいたします。人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療に関しては、延期が可能なものについては延期を考慮してください。」というものです。

当院としましては、

不妊治療におきましては年齢が上がれば治療成績が下がること、特に35歳以上では年齢が治療成績に大きな影響を与えることを踏まえ、一律の対応をするのではなく、それぞれの患者さんと相談をしながら個別の対応を行っていく予定です。

体外受精治療の場合は、「妊娠成立を延期すること」はタイミング治療や人工授精などの不妊治療と比較すると対応しやすいと考えます。それは、少しでも若いうちに採卵し受精卵（胚）を凍結しておくという方法が選択できるからです。胚を凍結すれば、ご自身の年齢が上がっても、胚を凍結した時点の年齢で妊娠率がとどまる為、胚移植を延期しても妊娠率は下がることはありません。安全な時期になってから胚を融解し移植をするという方法があります。この点も考えて患者さんと個別に相談していく予定です。